

令和3年5月10日

加盟団体会長 各位

(一社) 渋谷区体育協会  
理事長 野末 雅文

## 緊急事態宣言の延長に伴う対応について

平素より新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をいただき深く感謝申し上げます。

このたびの東京都における緊急事態宣言延長並びに一部緩和を受け、5月12日から31日までの期間、渋谷区立のスポーツ施設においても屋内施設は引き続き休場とし、屋外施設のみ通常営業を再開するという対応がとられることとなりました。

つきましては、当協会といたしましても区の方針に沿って、屋外における事業については感染症対策を十分講じた上での事業再開、また屋内事業は引き続き休止することといたします。依然として予断を許さない状況が続いております。事業を再開する団体のみならず、皆様におかれましては引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

加えて、スポーツ施設改修予定の最新版を同封いたしますのでご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 大会及び事業の実施について（5月12日（水）から31日（月）まで）

**屋外での事業：**区施設の運営は通常どおりとなります。事業実施の有無については主管団体の判断にお任せします。

実施する場合は、改めて感染症予防対策を見直すと同時に関係者への周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

**屋内での事業：**引き続き休止してください。

※区施設の会議室の利用もできません。

#### 2. 体育協会事務局について：通常どおりの勤務体制となります。

(一社) 渋谷区体育協会事務局 和田・佐藤

TEL 03-3468-8721

E-mail: jimushibutaicom